

平成 28 年度

# 包括外部監査の結果報告書 (概要版)

(外郭団体の財務に関する事務の執行及び  
当該外郭団体の出納その他の事務の執行について)

八尾市包括外部監査人  
公認会計士 武田 宗久

# 目次

<b>第 1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
. 外部監査の種類.....	1
. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
. 包括外部監査対象部局.....	2
. 包括外部監査対象期間.....	3
. 包括外部監査の方法.....	3
. 包括外部監査人補助者.....	6
. 包括外部監査期間.....	6
. 利害関係.....	6
. 財務情報等.....	6
<b>第 2 八尾市の外郭団体の現状</b> .....	<b>7</b>
. 八尾市の外郭団体の概要.....	7
. 外郭団体に対する市のモニタリング.....	13
. 監査対象とした外郭団体.....	15
. 外郭団体に対する調査項目.....	16
<b>第 3 監査の結果及び意見</b> .....	<b>19</b>
< 監査の結果及び意見の区分 >.....	19
< 監査の結果及び意見の項目一覧 >.....	19
. 市に対する全般的意見.....	24
. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果及び意見.....	27
1. 団体の存在意義、経営計画、事業報告に関する意見.....	27
2. 団体のガバナンスに関する結果及び意見.....	30
3. 団体に対するモニタリングに関する意見.....	33
4. 会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見.....	37
<b>監査人の所感</b> .....	<b>44</b>

## 第 1 包括外部監査の概要

### ．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### ．選定した特定の事件（テーマ）

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

### ．特定の事件（テーマ）を選定した理由

八尾市（以下、「市」という）は、厳しい財政状況のもと、平成 27 年 6 月に策定した「八尾市行財政改革指針」に基づき、さらなる行財政改革の推進を図り、将来世代に過度な負担を先送りすることが無いよう、「選択と集中」を徹底し、「仕組みを変える」「仕方を変える」視点で、これまでの行政の仕組みを見直し、持続可能な行財政運営を行うことを目標としている。

また、さまざまな市民活動が成熟する中、多様な活動主体が各々の活動を通じて各種サービスを提供する力を蓄えてきており、こうした活動主体と行政の連携・協働によりまちづくりを進めていく必要性も認識されている。

このような環境下において、市が出資している団体、財政的援助を与えている団体など、いわゆる「外郭団体」は 12 法人あり、市の関与はあるものの、法人格は別であるため、市民の関心は決して高いものではないと思われる。その一方で、市は外郭団体に対して、平成 26 年度の外郭団体に関する情報公開資料によると、1,599 百万円の委託料、234 百万円の補助金を支出しており、また平成 26 年度における外郭団体の事業規模（売上高、事業収益などの総額）は 3,701 百万円に上っており、市の所有する公の施設の管理運営を指定管理者として担う法人もあり、行政サービスを提供する実施主体としての影響度は必ずしも小さくない。

市は、「第 2 期行財政改革アクションプログラム」を策定し、平成 26 年度までの 4 年間で、八尾市土地開発公社の解散や公益法人への移行をはじめ、「外郭団体の経営改善・充実」に関する 41 項目の取組を進め、103 百万円の財政的効果を上げている。その一方で、総務省は平成 26 年 8 月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」

を発出し、同指針の内容に十分留意の上、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むよう求めている。

そこで、市の外郭団体について、その設立経緯に意を払いながらも、現在の環境下における存在意義、市において果たしている役割、市からの財源をもとに実施している事業の効果などを第三者的観点から改めて検証することは、今後の行財政改革において有用になるのではないかと考えた。また、監査人は平成14年度に「出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」を監査テーマとして市の包括外部監査を実施しているが、そこで指摘した内容がどのように生かされ、よりよい外郭団体の経営につながっているかを確認することも有用であると考えた。

以上の点を総合的に勘案し、各外郭団体に対する市のモニタリング状況、各外郭団体のガバナンス状況、過年度の包括外部監査における指摘事項等への対応状況などについて検証することは、重要性かつ適時性があると判断し、外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行を監査対象として選定した。

## ．包括外部監査対象部局

- （1）外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行状況の検討は、次の団体を対象とした。

### 【包括外部監査対象の外郭団体】

1	やおコミュニティ放送株式会社
2	公益財団法人八尾市国際交流センター
3	公益財団法人八尾市文化振興事業団
4	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会
5	公益社団法人八尾市シルバー人材センター
6	八尾モール株式会社
7	一般社団法人八尾市観光協会
8	公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

9	八尾シティネット株式会社
10	公益財団法人八尾体育振興会
11	公益財団法人八尾市文化財調査研究会

なお、監査対象団体の選定については、「第2 . 監査対象とした外郭団体」を参照されたい。

(2) 外郭団体に対する市としてのモニタリング体制の整備・運用状況の検討は、次の部署を対象とした。

- ・行政改革課
- ・対象外郭団体の所管課

#### . 包括外部監査対象期間

原則として平成27年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)とし、必要に応じ、直近の状況や平成26年度以前も含めた。

#### . 包括外部監査の方法

##### 1 . 監査の視点

##### (1) 各外郭団体に関する事務の合规性

各外郭団体に関する事務の執行は関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか

##### (2) 各外郭団体に対する市のモニタリングの仕組みの妥当性

有効に機能するモニタリングの仕組みが構築されているか

モニタリングは仕組みどおりに、適切に運用されているか

モニタリングの結果について情報公開(公表)が適切に行われているか

##### (3) 各外郭団体におけるガバナンス体制等の妥当性

有効に機能するガバナンスの仕組みが構築されているか

ガバナンスは仕組みどおりに、適切に運用されているか  
市からの委託料又は補助金を財源に実施している事務事業に関する事務が経済性、効率性、有効性（3E）の観点から適正に行われているか  
外郭団体に関する情報公開（公表）が適切に行われているか

（４）その他

過年度の包括外部監査における指摘事項等について適切に対応されているか

２．主な監査手続

上記監査の視点に基づき実施した主な監査手続は次のとおりである。

なお、外郭団体の事業内容及び経営状況を把握するために、所管課に平成 27 年度外郭団体調査シート（以下「外郭団体調査シート」という）を用いた事前調査を実施した。事前調査の内容については「第 2 . 外郭団体に対する調査項目」を参照されたい。

（１）事務の合規性の視点より実施した監査手続

- ・ 予算・決算書類、会計帳簿等の閲覧及び担当者への質問
- ・ 指定管理事業に関する契約書や実施報告書の閲覧、検討吟味
- ・ 業者選定に関する資料の閲覧、検討吟味
- ・ 現金等有価物の有高確認
- ・ 物品の管理状況の確認

（２）市のモニタリングの仕組みの妥当性の視点より実施した監査手続

- ・ 所管課による外郭団体に対するモニタリング及び団体の存在意義に関する資料の閲覧、検討吟味並びに担当者への質問
- ・ 行政改革課による外郭団体の見直しに関する資料閲覧及び担当者への質問
- ・ 外郭団体に関する情報公開資料の閲覧、検討
- ・ 市の補助事業、委託事業に係る関連書類の閲覧、検討吟味及び担当者への質問

( 3 ) 各外郭団体におけるガバナンス体制等の妥当性の視点より実施した監査手続

- ・ 定款の閲覧、検討吟味及び担当者への質問
- ・ 事業計画の策定及び事業報告に関する資料閲覧並びに担当者への質問
- ・ 理事会・取締役会等の議事録の閲覧

( 4 ) その他

- ・ 過年度包括外部監査における指摘事項への対応状況に関する質問、検討
- ・ その他、監査の実施過程で必要と認めた監査手続

また、次の日程で各外郭団体を訪問している。

【外郭団体の訪問日程】

日付	訪問団体
平成 28 年 9 月 6 日	やおコミュニティ放送株式会社
平成 28 年 9 月 7 日	八尾モール株式会社
平成 28 年 9 月 8 日	公益財団法人八尾体育振興会 公益財団法人八尾市文化財調査研究会
平成 28 年 9 月 9 日	公益財団法人八尾市文化振興事業団
平成 28 年 9 月 21 日	公益財団法人八尾市国際交流センター
平成 28 年 9 月 26 日	公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター 八尾シティネット株式会社
平成 28 年 9 月 27 日	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 公益社団法人八尾市シルバー人材センター
平成 28 年 9 月 28 日	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 一般社団法人八尾市観光協会
平成 28 年 10 月 11 日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成 28 年 10 月 13 日	八尾シティネット株式会社 公益財団法人八尾体育振興会
平成 28 年 10 月 14 日	公益財団法人八尾市文化振興事業団

日付	訪問団体
平成 28 年 10 月 28 日	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

#### ． 包括外部監査人補助者

公認会計士	瀨瀬和雅
公認会計士	小室将雄
公認会計士	本田裕一
公認会計士	刀禰 明
公認会計士	鳥生紘平
公認会計士試験合格者	嶋崎 諒
弁護士	松本好史

#### ． 包括外部監査期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 1 月 26 日までの期間で監査を実施した。

#### ． 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

#### ． 財務情報等

本概要版に記載した外郭団体の財務情報等は、外郭団体及び市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成したものである。なお、当該財務情報等の金額等については、その表示及び率の単位未満を原則として四捨五入しており、端数処理の関係上、個別金額の集計値と合計欄の記載が整合しない場合がある。

## 第2 八尾市の外郭団体の現状

### 1. 八尾市の外郭団体の概要

#### 1. 外郭団体の定義等と市との取引

##### (1) 外郭団体の定義

市において外郭団体とは、「設立について市が主体的に関与したもので、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与を行っている公益認定法人（公益財団法人・公益社団法人）一般法人（一般財団法人・一般社団法人）株式会社等」と定義している。

平成28年3月31日現在の市における外郭団体の一覧は次のとおりである。

##### 【外郭団体一覧表】

No.	団体名	所管部署	出資・出捐等 (単位：千円)	出資等 割合
1	やおコミュニティ放送(株)	総務部 市政情報課	25,000	25.0%
2	(公財)八尾市国際交流センター	人権文化ふれあい部 文化国際課	371,000	100.0%
3	(公財)八尾市文化振興事業団	人権文化ふれあい部 文化国際課	109,200	80.3%
4	(社福)八尾市社会福祉協議会	地域福祉部 地域福祉政策課	-	0.0%
5	(公社)八尾市シルバー人材センター	地域福祉部 高齢介護課	-	0.0%
6	八尾モール(株)	経済環境部 産業政策課	5,000	50.0%
7	(一社)八尾市観光協会	経済環境部 産業政策課	-	0.0%
8	(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	経済環境部 労働支援課	80,000	96.4%
9	(公財)八尾市清協公社	経済環境部 環境施設課	5,000	100.0%
10	八尾シティネット(株)	都市整備部 交通対策課	16,000	53.4%
11	(公財)八尾体育振興会	教育総務部 生涯学習スポーツ課	100,000	40.0%
12	(公財)八尾市文化財調査研究会	教育総務部 文化財課	7,500	65.2%

(出所：市「外郭団体に関する情報公開資料」)

(公財)・・・公益財団法人  
 (公社)・・・公益社団法人  
 (社福)・・・社会福祉法人  
 (一社)・・・一般社団法人  
 (株)・・・株式会社

( 2 ) 外郭団体の財務状況

外郭団体の平成 27 年度の財務状況は次のとおりである。財政状態において債務超過に陥っている団体はなく、経営状況においても、平成 28 年度中に解散を予定している(公財)八尾市清協公社を除き、赤字になっている団体はない。

【外郭団体の財務状況】

(単位：千円)

団体名	資産	負債	総収入	当期損益等
やおコミュニティ放送(株)	88,599	5,367	62,839	2,062
(公財)八尾市国際交流センター	467,738	16,040	34,201	33,242
(公財)八尾市文化振興事業団	386,029	127,485	583,934	5,795
(社福)八尾市社会福祉協議会	427,857	76,827	279,649	9,440
(公社)八尾市シルバー人材センター	225,921	84,901	973,683	14,689
八尾モール(株)	774,232	329,432	258,385	13,549
(一社)八尾市観光協会	8,585	5,904	36,181	963
(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	125,662	20,205	48,166	1,174
(公財)八尾市清協公社	119,765	52,613	423,948	9,256
八尾シティネット(株)	550,944	137,934	345,459	33,887
(公財)八尾体育振興会	470,193	47,215	230,025	5,280
(公財)八尾市文化財調査研究会	229,036	214,186	180,263	489

(出所：各外郭団体の決算資料)

- 1：総収入は、株式会社では売上高+営業外収益+特別利益、公益法人では、経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額である。
- 2：当期損益等は、株式会社における当期純損益、公益法人における当期一般正味財産増減額である。
- 3：八尾モール(株)を除き3月決算である。八尾モール(株)の決算月は9月である。

### (3) 外郭団体の市との取引

#### 市との取引（金銭的関連）

市と外郭団体との平成 27 年度における取引額は補助金 252 百万円、委託料 786 百万円、指定管理料 570 百万円であり、貸付金残高は 58 百万円である。12 団体のうち 11 団体について取引を有している。

各外郭団体の内訳は次のとおりである。

#### 【市との取引状況】

（単位：千円）

団体名	補助金	委託料	指定管理料	貸付金残高
やおコミュニティ放送（株）	-	46,050	-	-
（公財）八尾市国際交流センター	27,951	763	-	-
（公財）八尾市文化振興事業団	-	-	357,996	-
（社福）八尾市社会福祉協議会	131,252	46,077	38,474	-
（公社）八尾市シルバー人材センター	42,730	200,920	-	-
八尾モール（株）	-	-	-	-
（一社）八尾市観光協会	30,716	3,996	-	-
（公財）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	18,880	-	-	-
（公財）八尾市清協公社	-	423,207	-	-
八尾シティネット（株）	-	-	-	58,079
（公財）八尾体育振興会	-	8,566	99,030	-
（公財）八尾市文化財調査研究会	-	56,068	74,730	-

（出所：各外郭団体「外郭団体調査シート」等）

#### 人的関係

市と外郭団体との平成 27 年度における人的関係は次のとおりである。外郭団体の役員に市職員の派遣等が行われている、または市OBが就任しているのは 12 団体のうち 10 団体、外郭団体の職員に市職員の派遣等が行われている団体はなかったが、市OBが就職しているのは 12 団体のうち 8 団体である。

## 【市との人的関係】

(単位：人)

団体名	役職員の数					
	役員数 <sup>1</sup>			職員数 <sup>2</sup>		
	うち市 派遣等 <sup>3</sup>	うち 市OB		うち市 派遣等 <sup>3</sup>	うち 市OB	
やおコミュニティ放送(株)	5	2	1	6	-	1
(公財)八尾市国際交流センター	12	-	2	5	-	1
(公財)八尾市文化振興事業団	12	-	5	33	-	1
(社福)八尾市社会福祉協議会	17	-	3	39	-	6
(公社)八尾市シルバー人材センター	16	-	1	10	-	1
八尾モール(株)	3	-	-	4	-	-
(一社)八尾市観光協会	9	1	-	4	-	-
(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	9	-	-	3	-	-
(公財)八尾市清協公社	5	1	3	37	-	2
八尾シティネット(株)	4	-	1	4	-	1
(公財)八尾体育振興会	11	-	1	21	-	-
(公財)八尾市文化財調査研究会	8	1	-	15	-	1

(出所：各外郭団体「外郭団体調査シート」等)

- 1：役員数には監事・監査役は含めているが、評議員は含めていない。また、非常勤・嘱託を含んでいる。
- 2：職員数には、非常勤・嘱託・臨時職員を含んでいる。
- 3：市派遣等には兼務を含んでいる。

## 2. 市における外郭団体見直しに係る取組

## (1) 市における外郭団体見直しに係る取組状況

市は、自治体を取り巻く環境の変化や財政状況の悪化等に適時に対応した行政運営を実施し、「市民と行政がそれぞれの役割を認識して協働する自治体」、「行政が市民によるまちづくりを支える自治体」を創造することを目的として、平成12年8月に「八尾市行政改革大綱」(以下、「行政改革大綱」という)を策定した。

行政改革大綱の目的を達成するために、市が取り組むべき重点項目を設定し、外郭団体の見直しについても当該重点項目の1つとして位置付け、平成14年3月には「外

「外郭団体の見直し方策」を設定している。

平成 18 年 3 月には行政改革大綱の再編が行われ、指定管理者制度の導入等の規制緩和に対応した一層の自立経営を促すための見直しに取り組むこととなった。

また、平成 20 年 2 月には行政改革大綱や「八尾市集中改革プラン」、「八尾市財政健全化基本方針」を一本化した「八尾市行財政改革プログラム・行財政改革アクションプログラム」、平成 23 年 6 月には「第 2 期八尾市行財政改革プログラム・行財政改革アクションプログラム」を策定し、行財政の健全化に向けた取組の中で、外郭団体の見直しや経営改善・充実が位置づけられている。

## ( 2 ) 外郭団体見直しに係る取組の実施経過

市は実施方針に基づき、経営改善に加え、一部団体の解散を含めた取組を進めている。また、平成 18 年 5 月に成立した「公益法人制度改革関連 3 法」への対応において、公益法人認定に向けた取組の中で業務分析や見直しを行い、平成 25 年 4 月には対象団体の公益法人への移行を完了している。

外郭団体の見直しによる解散や公益法人への移行等に関する実施経過は、主に次のとおりである。

【外郭団体の見直しの実施経過】

実施時期	実施事項												
平成 16 年 3 月	(財)八尾市開発協会の解散 (財)・・・財団法人												
平成 18 年 4 月	指定管理者制度の導入  【外郭団体が指定管理者となった施設】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八尾市立社会福祉会館</td> <td>(社福)八尾市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>八尾市生涯学習センター、八尾市文化会館</td> <td>(財)八尾市文化振興事業団</td> </tr> <tr> <td>八尾市立屋内プール、八尾市立山本球場、八尾市立テニス場、八尾市立総合体育館、八尾市立市民運動広場、八尾市立体育館、八尾市立青少年運動広場、八尾市立大畑山青少年野外活動センター</td> <td>(財)八尾体育振興会</td> </tr> <tr> <td>八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センター</td> <td>(財)八尾市文化財調査研究会</td> </tr> <tr> <td>八尾市自転車駐車場(近鉄山本駅東自転車駐車場、志紀駅前自転車駐車場)</td> <td>八尾シティネット(株)</td> </tr> </tbody> </table> 非公募にて3カ年の導入 委託料(指定管理料)については、平成17年度設定額に対して、3カ年にて5%・10%・15%の削減	施設名称	指定管理者	八尾市立社会福祉会館	(社福)八尾市社会福祉協議会	八尾市生涯学習センター、八尾市文化会館	(財)八尾市文化振興事業団	八尾市立屋内プール、八尾市立山本球場、八尾市立テニス場、八尾市立総合体育館、八尾市立市民運動広場、八尾市立体育館、八尾市立青少年運動広場、八尾市立大畑山青少年野外活動センター	(財)八尾体育振興会	八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センター	(財)八尾市文化財調査研究会	八尾市自転車駐車場(近鉄山本駅東自転車駐車場、志紀駅前自転車駐車場)	八尾シティネット(株)
施設名称	指定管理者												
八尾市立社会福祉会館	(社福)八尾市社会福祉協議会												
八尾市生涯学習センター、八尾市文化会館	(財)八尾市文化振興事業団												
八尾市立屋内プール、八尾市立山本球場、八尾市立テニス場、八尾市立総合体育館、八尾市立市民運動広場、八尾市立体育館、八尾市立青少年運動広場、八尾市立大畑山青少年野外活動センター	(財)八尾体育振興会												
八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センター	(財)八尾市文化財調査研究会												
八尾市自転車駐車場(近鉄山本駅東自転車駐車場、志紀駅前自転車駐車場)	八尾シティネット(株)												
平成 22 年 1 月	(財)八尾市緑化協会の解散												
平成 23 年 4 月	公益法人への移行 (公財)八尾体育振興会 (公財)八尾市文化振興事業団 (公社)八尾市シルバー人材センター												
平成 24 年 4 月	公益法人への移行 (公財)八尾市文化財調査研究会 (公財)八尾市国際交流センター												
平成 25 年 4 月  11 月	公益法人への移行 (公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター (公財)八尾市清協公社 (一社)八尾市観光協会の設立 八尾市土地開発公社の解散												
平成 26 年 12 月	(公財)八尾市清協公社の組織縮小と市直営化の市議会への報告												

(出典：市「外郭団体に係る取組経過一覧」を監査人が加工)

また、平成 26 年度には「第三セクター等の抜本的改革の推進等について（平成 21 年 6 月 23 日付総財公第 95 号）」において示された「地方公共団体による情報公開の様式例」をもとに、情報公開資料の統一様式を作成し、公開することで、経営状況の透明性を高めるとともに、チェック機能の向上を図っている。

## ．外郭団体に対する市のモニタリング

### 1．外郭団体に対する市のモニタリングの概要

外郭団体に対する市のモニタリングは所管課が担当している。モニタリング方法について特に規程やマニュアルはなく、所管課に委ねられている。なお、今回の監査を通じて各所管課にモニタリング方法の内容をヒアリングしたが、予算書・決算書の入手、理事会・取締役会等各種会議体への出席、団体との定期的な打ち合わせ等を通じて団体の運営状況や財政状態を把握し、モニタリングを実施しているとのことであった。

また、所管課は外郭団体に関する情報公開資料の作成と公開を義務付けられているため、団体の運営状況や財政状態を把握する必要があり、所管課の団体に対する経営状況等に関する意見についても情報公開資料によって公表されている。

【情報公開資料(様式)】

外郭団体に関する情報公開資料

1 作成年月日および作成担当部署  
 作成年月日 平成 年 月 日  
 作成担当部署 大阪府八尾市 部・局 課・室

2 外郭団体名称  
 外郭団体名  
 外郭団体所在地 甲 電話番号( ) -  
 設立年月日 昭和・平成 年 月 日 ホームページアドレス

3 資本金 千円(当該地方公共団体の出資割合 %)

4 事業内容

5 財務状況(平成26年3月31日現在)

貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度			前々年度	前年度	本年度
	総資産					総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)			
	負債					(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	( )	( )	( )
	(うち有利子負債)	( )	( )	( )		経常損益			
	純資産					当期損益			
	利益剰余金					減価償却前当期損益			

6 役員員の状況(平成26年3月31日現在)

役員数(うち地方公共団体からの派遣者・選任者)	役員平均年齢	役員平均年収(千円)	監事数(うち地方公共団体からの派遣者・選任者)	監事平均年齢	監事平均年収(千円)
( )			( )		

※役員員の平均年収の計算の対象となる役員は、全役員○人のうち○人です。

選任手当

役員数(うち地方公共団体からの派遣者・選任者)	役員平均年齢	役員平均選任手当(千円)
( )		

7 外郭団体への関与の状況

(1) 公的支援(フロー)(平成26年3月31日現在)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 補助金(助成金)				
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ その他( )				
小計				-
⑤ 損失補償契約に伴う金利軽減額				
⑥ 出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計				-
合計				-

(参考) 委託料

(2) 公的支援(ストック)(平成26年3月31日現在)

項目	内訳			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 損失補償契約に係る債務残高				
	(将来負担額)			
	(将来負担率)			
② 貸付金残高				
③ 出資金				
合計				-

8 地方公共団体による意見

9 その他の特記事項

## 2. 市への協議及び報告等

市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している公益財団法人及び株式会社の経営状況や財政状態については、経営状況報告として9月市議会で報告される（八尾モールは9月決算であるため、3月市議会で報告）。この際、行政改革課に経営状況報告書と意見書が提出されている。なお、外郭団体に関する情報公開資料の内容はこの経営状況報告書と意見書の内容と同一のものである。

また、外郭団体が統一的に対応すべき事項については、適宜庁内連絡会議で情報共有を行った後、各外郭団体への対応を指示することになっている。

### ・監査対象とした外郭団体

監査対象とした外郭団体は、平成29年3月に解散を予定している（公財）八尾市清協公社を除く以下の11団体とした。

なお、本概要版における各団体の名称は以下の略称を用いている。

No.	団体名	略称	所管部署
1	やおコミュニティ放送（株）	やおコミュニティ放送	総務部 市政情報課
2	（公財）八尾市国際交流センター	国際交流センター	人権文化ふれあい部 文化国際課
3	（公財）八尾市文化振興事業団	文化振興事業団	人権文化ふれあい部 文化国際課
4	（社福）八尾市社会福祉協議会	社会福祉協議会	地域福祉部 地域福祉政策課
5	（公社）八尾市シルバー人材センター	シルバー人材センター	地域福祉部 高齢介護課
6	八尾モール（株）	八尾モール	経済環境部 産業政策課
7	（一社）八尾市観光協会	観光協会	経済環境部 産業政策課
8	（公社）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	共済センター	経済環境部 労働支援課
9	八尾シティネット（株）	八尾シティネット	都市整備部 交通対策課
10	（公財）八尾体育振興会	体育振興会	教育総務部 生涯学習スポーツ課
11	（公財）八尾市文化財調査研究会	文化財調査研究会	教育総務部 文化財課

## ．外郭団体に対する調査項目

監査対象に選定した外郭団体の事業内容及び運営状況を把握するため、次に掲げる様式による外郭団体調査シートを用いた調査を実施した。

なお、調査項目の具体的な記載については、＜記載依頼事項＞にて示したとおりである。

### 【外郭団体調査シート】

(単位:千円(金額)、人(人数))

平成27年度外郭団体調査シート					
団体名		設立年月日(公益法人移行日)	所管部署		
<b>注1</b>		<b>注2</b>			
所在地	<b>注3</b>				
設立目的	<b>注4</b>				
事業内容(平成27年度)	<b>注5</b>				
出資・出捐状況	資本金等		市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)		
	<b>注6</b>				
財務状況 <b>注7</b>	貸借対照表		金額		
	項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	総資産				
	負債				
	(うち有利子負債)		<b>注8</b>	<b>注8</b>	<b>注8</b>
	純資産				
	利益剰余金				
	損益計算書		金額		
	項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	総収入				
(うち市からの補助金・委託金)		<b>注8</b>	<b>注8</b>	<b>注8</b>	
経常損益					
当期損益					
減価償却前当期損益					
役職員の状況 <b>注9</b>	役員数 各年度末現在	市職員			
		市OB			
		その他			
		役員計			
	役員に係る人件費総額		<b>注10</b>	<b>注10</b>	<b>注10</b>
	役員に係る退職金支払額		<b>注11</b>	<b>注11</b>	<b>注11</b>
	職員数 各年度末現在	市派遣職員			
		市OB			
		市兼務職員			
		その他常勤職員			
その他非常勤職員					
職員計					
職員に係る人件費総額		<b>注10</b>	<b>注10</b>	<b>注10</b>	
職員に係る退職金支払額		<b>注11</b>	<b>注11</b>	<b>注11</b>	
人件費合計					

市との取引関係	①補助金	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	注12			
	注12			
	その他事業			
	補助金計	0	0	0
	②委託料(指定管理料除く)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	注12			
	注12			
	その他事業			
	委託料計	0	0	0
	③指定管理料	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	注12			
	注12			
	その他事業			
	指定管理料計	0	0	0
④その他市からの収入				
市からの収入合計	0	0	0	
総収入に占める割合	-	-	-	
①貸付金残高	注13			
②追加出資金	注14			
公的支援(ストック)計	0	0	0	
市の外郭団体に対する管理・監督状況(平成27年度)				
事業報告書、決算書の 入手とヒアリング	役員や事務局長等に 対するヒアリング	理事会等各種会議体 への出席	運営状況の視察	立入検査
注15	注15	注15	注15	注15
市による意見				
注16				

< 記載依頼事項 >

注 1	法人形態については、省略せず記載
注 2	公益財団法人の場合はカッコ書きで公益法人移行日も記載
注 3	大阪府八尾市 と記載
注 4	定款等を参考に記載
注 5	事業報告書等を参考に記載
注 6	(事業名のみでよいが、事業名だけでは不明瞭なものはカッコ書きで内容を記載) 株式会社は資本金、一般社団法人並びに公益財団法人は正味財産、社会福祉法人は基本金を記載
注 7	各団体の貸借対照表及び損益計算書より記載 なお、一般社団法人並びに公益財団法人については、公益法人会計基準に読み替える(下記参照) < 貸借対照表 > ・純資産 正味財産合計、利益剰余金 一般正味財産 < 損益計算書 > ・損益計算書 正味財産増減計算書 ・総収入(=売上高+営業外収益+特別利益) 総収入(=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額) ・経常損益 当期経常増減額 ・当期損益 当期一般正味財産増減額 端数計算は、基本的に四捨五入を行い、各項目の合計額は、貸借対照表等と計算上合致するように調整

注 8	カッコ書きで記載
注 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員については、定款または寄付行為において定められている役員を記載</li> <li>・市（特別職在任期間を含む）及び外郭団体退職後、5年を超えて外郭団体の役員に採用となった場合には、市OBではなく、外郭団体の職員とする</li> <li>・外郭団体における在職年数が、市における在職年数を超えた場合にあっては、当該年度より市OBではなく外郭団体職員とする</li> <li>・市派遣職員とは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、市から派遣され外郭団体等における職務に従事する職員とする</li> <li>・市兼務職員とは、市に在籍しているが、宛て職等にて外郭団体における職務にも従事する職員とする</li> <li>・その他常勤職員とは、外郭団体の正規職員であり、市派遣職員や市OBを含まない</li> <li>・その他非常勤職員とは、外郭団体の非正規職員であり、市兼務職員は含まないが、嘱託職員やパート従業員等も含める</li> </ul>
注 10	人件費は決算書（財務諸表、計算書類等）に計上されている報酬、給与、法定福利費、賞与（賞与引当金繰入額含む）、退職金（退職給付費含む）の合計額を記載
注 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職給付（給与）引当金を計上している場合でも、退職給付費ではなく、当該年度の支払額を記載</li> <li>・役員と事務局長を兼務している場合は、原則として役員として計上</li> </ul> <p>なお、報酬（給料）が事務局長としての報酬（給料）であり、その額を役員欄に計上したときに、役員報酬規定と整合性がとれない等の事情がある場合は、職員として計上</p>
注 12	補助金・委託料・指定管理料を支出した市の事務事業のうち主要なものを記載（事業が1つしかない場合は2つ目の欄やその他は空欄で可）
注 13	基準日における貸付金の累積残高について記載
注 14	基準日が含まれる年度における追加出資について記載（設立時の出資金は含まない）
注 15	所管部署が平成27年度に実際に実施したモニタリングの有無を記載
注 16	<p>経営状況報告における意見書の記載内容と同一とする</p> <p>なお、経営状況報告を実施していない団体については、他の団体の公表資料の記載内容を参考に記載</p>

### 第3 監査の結果及び意見

#### < 監査の結果及び意見の区分 >

本概要版での指摘の取扱は、「監査の結果」と「意見」に区分している。

「監査の結果」(地方自治法第252条の37第5項)とは、「事務の執行」における合規性(適法性と正当性)の観点から是正・改善を求めるものである。監査の「意見」(地方自治法第252条の38第2項)とは、「監査の結果」には該当しないが、合理性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

#### < 監査の結果及び意見の項目一覧 >

本年度の包括外部監査に係る指摘の一覧は、次のとおりであるが、そのうち、本概要版では、共通的なもの並びに質的に重要と思われる事項(意見・結果に網掛けしたもの)を取り上げている。

各項目一覧における分類は次のとおりである。(該当する分類に を記入している)

- A：団体の存在意義、経営計画、事業報告に関する結果及び意見
- B：団体のガバナンスに関する結果及び意見
- C：団体に対するモニタリングに関する結果及び意見
- D：会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見

#### 市に対する全般的意見

結果意見	内容(指摘先)	A	B	C	D	本編該当ページ
意見1	外郭団体の定義のさらなる明確化について(行政改革課)					26
意見2	所管課のモニタリング状況の確認について(行政改革課)					27
意見3	モニタリングにおけるチェックリストの活用について(行政改革課/所管課)					28
意見4	情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について(行政改革課/所管課)					29
意見5	インターネットによる外郭団体の情報公開について(所管課)					30

## 各外郭団体に対する結果及び意見

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	本編該当 ページ
<b>1. やおコミュニティ放送</b>						
意見 6	事業計画書の設備投資に関する記載について（団体）					53
意見 7	中期計画の策定について（団体）					54
意見 8	難聴地域への対応状況の事業報告での記載について（団体）					54
意見 9	外郭団体に関する情報公開の内容について（所管課）					55
意見 10	随意契約の可否に関する規程の明文化について（団体）					56
意見 11	無形固定資産の附属明細書の記載について（団体）					56
意見 12	一部の経費支出に関する小切手の使用について（団体）					57
意見 13	不明株主への対応について（団体）					57
意見 14	預金残高の月次照合の証跡について（団体）					58
<b>2. 国際交流センター</b>						
意見 15	中期計画の策定について（団体）					65
意見 16	評議員会への収支予算書の報告について（団体）					66
意見 17	事業の実施状況の共有について（団体）					66
意見 18	事業モニタリングの実施時期及び方針について（所管課）					67
意見 19	補助金のあり方について（団体 / 所管課）					68
意見 20	情報公開資料への記載事項の充実について（所管課）					68
結果 1	有価証券評価損益の計上区分の誤りについて（団体）					69
意見 21	有価証券の評価に関する規程について（団体）					69
結果 2	賞与引当金の未計上について（団体）					69
結果 3	財務諸表に対する注記について（団体）					70
結果 4	銀行残高証明書による残高の確認について（団体）					71
意見 22	特定資産の見直しについて（団体）					71
意見 23	事務局長の人件費の各会計への按分について（団体）					72
<b>3. 文化振興事業団</b>						
意見 24	法人全体の中期計画等の策定について（団体）					79
意見 25	指定管理施設の業績評価結果の活用の改善について（所管課 / 行政改革課）					79
意見 26	経営状況に関する意見交換の実施頻度について（所管課）					80
意見 27	講座受講率の算出及び活用について（団体）					81
意見 28	講座のアンケート結果の活用について（団体）					81
結果 5	賞与引当金の未計上について（団体）					82
結果 6	財務諸表に対する注記の充実について（団体）					82
意見 29	旧規程での退職金の取扱について（団体）					83
意見 30	現金の現物照合について（団体）					84
<b>4. 社会福祉協議会</b>						
意見 31	市地域福祉計画等を反映した年度計画の策定、事業報告の記載について（団体）					93
意見 32	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について（団体）					94
意見 33	補助金、委託料等の算定根拠について（所管課）					95
意見 34	委託料の返還について（所管課）					95
意見 35	運営費補助金の算定について（所管課）					96
意見 36	老人センターでの入浴事業の見直しについて（所管課）					98
意見 37	情報公開資料と決算書の不整合について（所管課）					99

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	本編該当 ページ
意見 38	小地域ネットワーク活動推進事業補助金の領収書について（団体）					99
結果 7	共通経費の配分の見直しについて（団体）					100
結果 8	賞与引当金の未計上について（団体）					101
結果 9	国債の売買の会計処理の誤りについて（団体）					101
結果 10	運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠の明確化について（団体）					102
意見 39	施設ごとの拠点区分と事業区分の見直しについて（団体）					102
5．シルバー人材センター						
意見 40	事務所の整備に必要な資金の確保について（団体/所管課）					109
意見 41	事業報告における事業の実施状況の開示について（団体）					110
意見 42	理事会への監事の出席について（団体）					110
意見 43	補助金のあり方について（所管課）					111
意見 44	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）					112
意見 45	契約事務に関する定めについて（団体）					113
意見 46	未収金の管理について（団体）					114
結果 11	退職給付引当金の計上不足について（団体）					114
意見 47	正味財産増減計算書内訳表における受取事務費の按分計算について（団体）					114
意見 48	現金及び預金の管理について（団体）					115
6．八尾モール						
意見 49	空き店舗解消のための取組について（団体/所管課）					122
意見 50	中期計画の策定について（団体）					123
意見 51	事業計画書及び決算報告書の記載の充実について（団体）					124
結果 12	役員退職金の支払にかかる株主総会決議の未承認について（団体）					125
意見 52	役員報酬の支払について（団体）					125
結果 13	決算公告の未実施について（団体）					125
意見 53	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）					126
意見 54	業務マニュアル及び職務分掌の作成について（団体）					127
結果 14	引当金の計上要否の見直しについて（団体）					128
意見 55	駐輪場の賃貸業務にかかる収入の表示区分について（団体）					128
意見 56	退職給付引当金の取崩の処理について（団体）					128
意見 57	注記及び附属明細書について（団体）					129
7．観光協会						
意見 58	魅力的な独自事業の実施について（団体）					136
意見 59	中期計画の策定について（団体）					136
意見 60	事業報告書の観光案内所来訪者数の記載について（団体）					137
結果 15	理事会の開催不足について（団体）					138
結果 16	理事会の議事録の署名漏れについて（団体）					138
意見 61	事業計画書及び収支予算書の社員総会での報告について（団体）					138
意見 62	補助対象経費の明確化と補助金の見直しについて（所管課）					139
意見 63	団体との定期的な情報共有について（所管課）					140

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	本編該当 ページ
意見 64	業務マニュアルの作成について（団体）					140
結果 17	銀行印の管理の見直しについて（団体）					141
意見 65	委託契約の契約先事業者の選定について（団体）					142
意見 66	現金の管理について（団体）					142
意見 67	預貯金の残高管理について（団体）					143
意見 68	グッズの残数管理について（団体）					143
意見 69	賞与引当金の計上について（団体）					143
意見 70	貸借対照表の表示について（団体）					143
意見 71	ホームページにおける会員一覧の更新について（団体）					144
8．共済センター						
意見 72	会員増加のための取組について（団体）					151
意見 73	事業活動の見直しのためのアンケート調査の実施と活用について（団体）					152
意見 74	事業報告書における記載の充実について（団体）					153
結果 18	八尾商工会議所からの派遣職員の勤務について（団体）					153
意見 75	評議員に対する事業計画書及び収支予算書の説明について（団体）					154
意見 76	理事会への事業実施状況の報告について（団体）					155
意見 77	補助金の検証を容易にするための交付要求及び実績報告の仕方について（団体／所管課）					156
意見 78	正味財産増減計算書における補助金の区分について（団体）					156
意見 79	団体の事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）					157
意見 80	永年在会慰労引当金計上額の見積について（団体）					159
意見 81	特定資産の取扱要領の作成について（団体）					159
結果 19	重要な会計方針の注記漏れについて（団体）					160
結果 20	「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の注記額の見直しについて（団体）					160
意見 82	預金の残高確認について（団体）					161
9．八尾シティネット						
意見 83	中期計画の策定について（団体）					168
結果 21	決算公告の未実施について（団体）					168
意見 84	利用料金収入の検証手続について（所管課）					169
意見 85	情報公開資料と決算書の不整合について（所管課）					170
意見 86	随意契約時の相見積の未実施について（団体）					171
意見 87	固定資産の現物調査の必要性について（団体）					172
結果 22	賞与引当金の未計上について（団体）					172
意見 88	定期カード紛失時の再発行手数料の適正化について（団体／所管課）					173
10．体育振興会						
意見 89	指定管理施設の業績評価方法及び評価結果の活用方法について（所管課）					182
意見 90	経営状況に関する意見交換の実施頻度について（所管課）					182
結果 23	退職給付引当金の算定誤りについて（団体）					183
結果 24	賞与引当金の未計上について（団体）					184
意見 91	特定資産の見直しについて（団体）					184

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	本編該当 ページ
11.文化財調査研究会						
意見 92	外郭団体のあり方の再検討について（所管課）					192
意見 93	文化財調査研究会における中期計画の策定について（団体）					193
意見 94	委託事業者からの提出書類の不備について（団体）					194
結果 25	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて（団体）					194
結果 26	埋蔵文化財調査事業における収益計上について（団体）					195

## ．市に対する全般的意見

### ( 1 ) 外郭団体の定義の明確化について ( 行政改革課 )( 意見 1 )

外郭団体の定義として、市は「設立について市が主体的に関与したもので、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与を行っている公益認定法人 ( 公益財団法人・公益社団法人 ) 一般法人 ( 一般財団法人・一般社団法人 ) 株式会社等」としている。

市は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 ( 平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号、以下「行政改革推進法」という ) 等の規定を参考に「出資または補助金の交付による財政的関与」の度合いを判断しているが、行政改革課としては「設立について市が主体的に関与したもの」が外郭団体として判定するに当たって優先されるとしている。

現状、市がほかに出資・出捐をしている団体で、出資・出捐比率が行政改革推進法で定める「四分の一以上」となっているものはないが、将来的に市本体の財政に及ぼす影響を考慮し、まず、「設立について市が主体的に関与したもの」かどうかで判定し、主体的に関与しなくても「市の出資」が一定割合を超えるものかどうかで判定する、といった外郭団体の定義の適用に関するフローを明確化すべきである。

また、財政的関与や人的関与については量的基準が明確ではなく、その設定も困難であるため、財政的関与や人的関与がある団体のうち「特に指導・監督が必要な団体」については外郭団体とするような定義の改定を検討されたい。

### ( 2 ) 所管課のモニタリング状況の確認について ( 行政改革課 )( 意見 2 )

市では、外郭団体のあり方や運営状況に対するモニタリングは所管課が実施するものとしており、行政改革課による独自の各外郭団体に対する経営状況の確認はなされていない。

庁内連絡調整会議等において、所管課がモニタリングの実施状況の報告を行い、所管課の外郭団体に対するモニタリングが有効に機能しているかを行政改革課が確認することを検討されたい。

( 3 ) モニタリングにおけるチェックリストの活用について ( 行政改革課 / 所管課 )  
( 意見 3 )

外郭団体に対する所管課のモニタリングの方法についてチェックリスト等はなく、  
どのような視点で外郭団体の運営や財政状態をモニタリングしているのかについても  
明確ではない。

市が平成 14 年に策定した「外郭団体の見直し方策」では、所管部 ( 課 ) 用と企画調  
整部 ( 行政改革課 ) 用のチェックリストが作成されている。

【外郭団体チェックシート ( 抜粋 )】

担当部	テーマ	見直し項目
所管部	外郭団体存続の適合性	団体の役割が現在の社会情勢及び市民ニーズと合致しているか
		市と団体の役割分担が明確であるか
	サービスの提供内容及び提供方法の妥当性	行政が直接行うよりも効率的なものとなっているか
		市または他の外郭団体と業務の重複、或いは類似事業を行っていないか
		民間及び他の外郭団体への委託業務が、業務内容の大部分となっていないか
	経営の健全性・効率性	市及び外郭団体の責任の所在が明確であるか
		経営方針が明確であるか
		長期的視野に立った団体職員の採用・養成がなされているか
	企画調整部	財政的関与及び人的関与の妥当性
妥当な業務委託となっているか		
経営の透明性・信頼性		外郭団体の運営等の指導について、統一的且つ総合的に行われているか
		検査・監督体制が妥当なものとなっているか
団体の統合		総合的・一元的に実施すべき事業がないか
		統合により、新たな事業展開が期待できるものはないか

( 出所：市「外郭団体の見直し方策『外郭団体チェックシート』」より抜粋 )

現在までに、多くの外郭団体で市からの人的関与は縮小しており、行政改革大綱や  
行財政改革プログラムに基づいた取組が着実に実施されているが、外郭団体の必要性  
やあり方は時代に応じて移り変わるものであり、適宜チェックすることが必要である。

新たに現状に合う形でチェックリストを更新し、所管課の外郭団体のモニタリング  
や次の行財政改革プログラム等の見直しに活用すべきである。

( 4 ) 情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について ( 行政改革課 / 所管課 ) ( 意見 4 )

市はインターネット等で外郭団体の情報公開資料を公開しているが、平成 27 年度の情報公開資料がタイムリーに公開されていない。平成 28 年 10 月末現在で市の外郭団体に関するホームページにアップされていない情報公開資料 ( 体育振興会 ) がある。

また、情報公開資料の会計数値について、各外郭団体の決算書との不整合がある団体 ( 社会福祉協議会 意見 37、八尾シティネット 意見 85 ) や外郭団体の情報公開資料で補助金や委託料の内容が記載されていない等内容が不十分な団体 ( やおコミュニティ放送 意見 9、国際交流センター 意見 20 ) があった。

市は所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるため、公認会計士や税理士等の会計専門家を活用し、各外郭団体の決算書の見方や分析方法について所管課職員を対象に研修を行うことを検討されたい。

また、行政改革課においては外郭団体の記載内容の統一化をさらに進めるとともに、所管課においては情報公開資料の充実を自ら積極的にを行い、9 月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップする運用を徹底すべきである。

( 5 ) インターネットによる外郭団体の情報公開について ( 所管課 ) ( 意見 5 )

市は、外郭団体に関するホームページにおいて外郭団体の情報公開資料を公開しており、各外郭団体のホームページとリンクしているが、体育振興会、文化財調査研究会、八尾シティネットのホームページとはリンクさせていない。

外郭団体のホームページの利便性を高めるため、市の外郭団体に関するホームページとこれら 3 団体のホームページとのリンクを行うよう検討されたい。

## ・ 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果及び意見

### 1．団体の存在意義、経営計画、事業報告に関する意見

意見（複数の外郭団体についての共通意見）

（１）中期計画の策定について（やおコミュニティ放送 - 意見 7、国際交流センター - 意見 15、文化振興事業団 - 意見 24、社会福祉協議会 - 意見 31、32、八尾モール - 意見 50、観光協会 - 意見 59、八尾シティネット - 意見 83、文化財調査研究会 - 意見 93）

中期計画を策定できていない外郭団体が多く見受けられた。外郭団体が安定的に事業を運営していくためには、市と協議し、将来のビジョンや中期的な目標などを明らかにした中期計画の策定が必要である。

・ やおコミュニティ放送においてはメディアの多様化により、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められているため、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。（意見 7）

・ 国際交流センターでは、単年度の計画のみを重視しているが、自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。（意見 15）

・ 文化振興事業団は中期計画において、文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成していない。各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。（意見 24）

・ 社会福祉協議会は市と平成 25 年 3 月、共同で「第 3 次市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「市地域福祉計画等」という）を策定しているが、事業報告とのつながりが明確ではなく、年度計画や事業報告に市地域福祉計画等で定められた取り組み事業の指標が反映されていない。取り組み事業の指標を年度計画や事業報告に積極

的に活用し、P D C Aサイクルの確立による効果的・効率的な運営を進めていくことを検討すべきである。(意見 31)

一方、市地域福祉計画等は、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会独自に必要な事項について、市地域福祉計画等に盛り込まれていないものがある。社会福祉協議会は、公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、独自の事業の拡充が求められる。財源及び人材の確保や事業収支及び法人全体の収支に関する目標を定めた中期計画の充実を検討されたい。(意見 32)

・八尾モールでは、主な収入である賃料収入は安定しており、過去の傾向から状況把握はできているとの判断に基づき、中期計画を策定していない。今後中長期的に必要な人材を確保し、多額に保有している資金等の活用方針を検討することで、安定的な事業の継続を実現するために、都市計画マスタープラン等の市街地活性化に関する施策と連携した中期計画を策定し、事業運営することを検討されたい。(意見 50)

・観光協会においては、中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。中期計画の策定にあたっては、市観光振興プラン等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。(意見 59)

・八尾シティネットは、施設の老朽化やI C T化への対応等、企業を取り巻く環境の変化に応じた中期計画の策定が必要と認識しているが、人員不足等を理由に中期計画は策定できていない。施設の老朽化や職員の高齢化が進行しているため、今後自転車駐車場管理・運營業務を継続させていくためにも、将来のあるべき姿を見据えて中期計画の策定を検討すべきである。(意見 83)

・文化財調査研究会は「研究会のあり方を含めた文化財保護体制の将来像が明確ではないため、外郭団体が独自に中期計画を策定することは難しい」としており、独自の中期計画は策定していない。文化財調査・保護は地方公共団体等が中心となって継続的に実施する事業であると考えられる。文化財調査研究会は、市と協議しながら市

の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。(意見 93)

意見(その他の主要な意見)

(1) 外郭団体のあり方の再検討について(文化財調査研究会 - 意見 92)

市町村レベルでの文化財調査研究方式としては、外郭団体方式、市直営方式があり、それぞれメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。その際に市の判断根拠として、全体的な方針が必要であり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけるべきである。

市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、これまで市の文化財保護行政の一翼を担ってきた文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。

(2) 空き店舗解消のための取組について(八尾モール - 意見 49)

賃貸事業は八尾モールの根幹をなす事業であり、団体経営はその空き店舗割合の多寡に依存している部分大きい。八尾モールが将来にわたり安定的な経営を継続していくためには、ホームページの作成及びその中での店舗募集や、「ペントモール八尾」や市のホームページとの連携など会社独自としての空き店舗解消のための取組を検討することが望まれる。また、営業を専門に担当する職員の確保など、空き店舗解消のための人的な対策についても検討されたい。

(3) 会員増加のための取組について(共済センター - 意見 72)

共済センターの自立的な経営の実現のためには、会員の拡大により自己収入である受取会費を増加させることが必要不可欠である。そのため、今後は八尾商工会議所と連携を強化することによる知名度の向上や、営業を担当する職員の増強等により、これまで以上に会員増加のための取組を推進していく必要がある。

さらに、会員数が共済センター経営にあたり最も重要な指標であることに鑑み、事業計画等に明記した上で、実績報告においてその達成状況を報告されることを検討されたい。

( 4 ) 魅力的な独自事業の実施について ( 観光協会 - 意見 58 )

観光協会は、従来市が実施していた市の文化遺産等の観光資源の発信をより効果的に実施することを目的として市から独立した法人として設立された。

市から独立した法人となった趣旨を踏まえ、市内の観光資源 ( 文化資産等 ) を活かした法人独自のイベントの実施を積極的に検討していくことが望まれる。また、独自事業の実施にあたっては、やおコミュニティ放送の観光 P R に関する情報発信機能の活用など他の外郭団体との連携も検討されたい。

( 5 ) 事務所の整備に必要な資金の確保について ( シルバー人材センター - 意見 40 )

シルバー人材センターにおいては事務所 ( 市の所有物 ) の老朽化が団体・所管課の双方に課題として認識されている。この課題に対応するため、市との協議を進め、事務所の改修・整備に必要な資金を計画的に確保するために、具体的な整備の計画や市との負担関係に応じて、シルバー人材センターとしてどれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を積立てていくべきである。

( 6 ) 難聴地域への対応状況の事業報告での記載について ( やおコミュニティ放送 - 意見 8 )

やおコミュニティ放送は、難聴地域の解消のために近畿総合通信局と交渉するなどして、放送出力の増力に向けて取り組んでいるところであり、難聴地域への対応は事業計画書どおり実施している。

難聴地域の住民や利害関係者等が難聴地域への対応状況を把握するためにも、今後は営業報告書においても対応状況を記載すべきである。引き続き難聴地域の解消について努力されたい。

2 . 団体のガバナンスに関する結果及び意見

監査の結果 ( 主要な結果 )

( 1 ) 役員退職金の支払にかかる株主総会決議の未承認について ( 八尾モール - 結果 12 )

定款では取締役の報酬は株主総会で定めるものとされているにも関わらず、平成 26 年 9 月期における役員退職金 1,868 千円の支払について、株主総会での支給の決議がされていなかった。

役員退職金についても、「職務執行の対価」と考えられるため、その支給については法令に従い株主総会で決議すべきものであった。

( 2 ) 理事会の開催不足について ( 観光協会 - 結果 15 )

観光協会の定款では、理事会を 3 ヶ月に 1 回以上開催することとされているが、平成 27 年度は年に 2 回の実施となっており、3 ヶ月に 1 回以上の開催がされていない。理事会は定款の定めに従い 3 ヶ月に 1 回以上開催する必要がある。3 ヶ月に 1 回以上の開催が現実的に困難である場合は、法令の範囲内で定款の定めの変更を検討する必要がある。

( 3 ) 理事会の議事録の署名漏れについて ( 観光協会 - 結果 16 )

観光協会の定款では、理事会議事録に、出席した理事長及び副理事長が署名又は記名押印することとされているが、全ての理事会議事録において必要な署名又は記名押印がなされていない。定款の定めに従い出席した理事長及び副理事長は署名又は記名押印する必要がある。

( 4 ) 八尾商工会議所からの派遣職員の勤務について ( 共済センター - 結果 18 )

共済センターは八尾商工会議所からの派遣職員 1 名を継続的に受け入れており、八尾商工会議所へ年間 4,800 千円の事業負担金を支払っている。当該派遣職員は、フルタイムで勤務することとされているが、八尾商工会議所相談所長としての業務にも従事しており、共済センターの業務に専念していない。八尾商工会議所等と協議を行ったうえで、当該派遣職員をフルタイムで共済センターの業務に従事させる必要がある。

( 5 ) 決算公告の未実施について ( 八尾モール - 結果 13、八尾シティネット - 結果 21 )

八尾モール及び八尾シティネットの定款では、新聞や官報により決算公告を実施する旨を記載しているが、決算公告が実施されていない。また、決算公告に関する特例として貸借対照表が掲載されるウェブページを登記していれば、定款において決算公

告方法を官報としていた場合でも定款の変更はあえて必要ないが、貸借対照表が掲載されるウェブページを登記していない。

自社のウェブページで決算内容を公開した上で、電子公告する旨に定款変更するか、もしくは貸借対照表が掲載されるウェブページの登記を実施すべきである。

意見（複数の外郭団体についての共通意見）

（１）評議員会あるいは社員総会に対する収支予算書等の報告について（国際交流センター - 意見 16、観光協会 - 意見 61、共済センター - 意見 75）

公益法人の評議員会や一般社団法人の社員総会はガバナンスを担う重要な機関である。事業計画書や収支予算書を理事会での承認後、直近の評議員会や社員総会にて、評議員や社員に報告、説明を行うことが求められる。

・国際交流センターでは決算書の報告はなされているものの、収支予算書の報告はなされていなかった。（意見 16）

・観光協会及び共済センターにおいては、事業計画書及び収支予算書について報告、説明がなされていなかった。（意見 61、75）

意見（その他の主要な意見）

（１）理事会への監事の出席について（シルバー人材センター - 意見 42）

シルバー人材センターの監事 2 名のうち 1 名については、平成 27 年度の 4 回の理事会のうち 1 回のみ出席となっており、平成 26 年度の理事会については一度も出席していない。

理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、事業の実施状況等の適時のモニタリングを可能とするため、監事の理事会への出席頻度を向上するよう日程調整等の対策を検討すべきである。

（２）理事会への事業実施状況の報告について（共済センター - 意見 76）

共済センターでは、理事会の開催が予算承認時（3月）及び決算承認時（5月）のみであり、年度途中の事業の実施状況の理事会への報告はなされていない。

共済センターの業務執行の決定及び理事の職務の執行を監督するという理事会の役割を適切に果たすために、少なくとも半年に一度程度は理事会を開催し、計画された事業の実施状況について報告されたい。

### 3. 団体に対するモニタリングに関する意見

意見（複数の外郭団体についての共通意見）

（1）補助金、委託料等のあり方について（国際交流センター - 意見 19、社会福祉協議会 - 意見 33、34、35、シルバー人材センター - 意見 43、観光協会 - 意見 62、共済センター - 意見 77、78）

外郭団体に対する補助金、委託料等は、市において大きな支出となるため、最少の支出で最大の効果が発揮されるように算定、あるいは見積もることが求められる。また、交付された補助金、委託料については適切なモニタリングを実施し、次年度以降の算定、見積に反映させるべきである。

・国際交流センターに対して運営経費補助金が交付されているが、具体的な積算根拠がなく、人件費全額及び事業費の一部が交付されている。事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。また、管理人件費については将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。（意見 19）

・社会福祉協議会においては、補助金、委託料等の算定にあたって、市は9年前の大阪府の要綱における人件費単価を参考にしているが、より高い透明性が求められるため、決算書等を参考に最新のデータに基づき算定すべきである。（意見 33）

また、運営費補助金について、市はほかの事業で確保した人件費を考慮した上で、最低限必要な金額を算定しているとのことであるが、一方で社会福祉協議会は運営費積立金を52百万円積み立てている。社会福祉協議会は市の社会福祉政策の一翼を担う外郭団体であり、その安定的な運営のために必要な補助を行うべきではあるが、単年度の収支だけでなく、積立金等財政状態の中味も吟味した上で、適切な補助金額を算定すべきである。（意見 35）

一方、市は委託料について、一定の金額で契約しているにも関わらず、業務完了後に精算を行っている。このように委託料の精算が行われてしまうと、コスト削減を積極的に行おうとするインセンティブが生じないなど、事業運営の効率化や合理化につながらないおそれがある。社会福祉協議会の運営努力により生じた残額は団体自身の運営改善に使用すべきであり、一律に返還を求めるべきではない。(意見 34)

・シルバー人材センターにおいては、国や地方公共団体の監督を受けながら国の施策である高年齢者の雇用の拡大、生きがい対策や少子化による労働力不足を補完するという役割がある。しかし、市から独立した法人であり、会費などの自主財源があるので、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。(意見 43)

・観光協会においては、観光協会職員の人件費等を補助対象経費として補助割合100%で補助金を交付しているが、交付要綱において補助対象経費の範囲が事業費及び運営費ごとに明確にされておらず、また、自己収入である会費が控除されていない。今後の補助金のあり方を検討するために、交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にすることが必要である。

また、自己収入である会費相当額を補助対象経費額より控除して交付額を算定することを検討されたい。(意見 62)

・共済センターにおいては、市中小企業勤労者福祉共済事業補助金の算定にあたって、市に提出する交付要求及び実績報告と決算書の収支予算書及び正味財産増減計算書との間の補助対象経費の関連付けが不明確であり、所管課による検証が困難になっている。これらの数値の関連付けを明確にする等、所管課によって容易に検証できるような交付要求及び実績報告を行うべきである。(意見 77)

また、共済センター側でも、正味財産増減計算書における補助金の区分については、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることで、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図るべきである。(意見 78)

( 2 ) 外郭団体の事業モニタリングの適切な実施について ( 国際交流センター - 意見 18、文化振興事業団 - 意見 26、シルバー人材センター - 意見 44、八尾モール - 意見 53、観光協会 - 意見 63、共済センター - 意見 79、体育振興会 - 意見 90 )

所管課の外郭団体に対するモニタリングにおいては、適宜に外郭団体との協議や打ち合わせを実施し、その結果を事業に生かすことが必要である。

・国際交流センターにおいては、平成 27 年度分の事業モニタリングが監査人の往査 ( 平成 28 年 9 月 21 日 ) 時点で実施されていなかった。事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつなげる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに生かすとともに、評価結果の活用方針を定める必要がある。( 意見 18 )

・文化振興事業団においては、管理する施設の利用状況・利用収入等は毎月報告を受けているが、法人全体の月次の収支状況について所管課に報告がない。現在年に 1 回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。( 意見 26 )

・観光協会においては、従来、市、八尾商工会議所、観光協会の 3 者による定期的な打ち合わせを実施していたが、平成 28 年度は実施していなかった。適時に観光協会の運営状況に関する情報を共有し、事業の実施状況等を把握するとともに課題や問題等が生じた場合の迅速な対応を可能とするため、月 1 回程度の打ち合わせを継続的に実施していくことが望まれる。( 意見 63 )

・体育振興会においては、市は指定管理者の管理運営状況に関するモニタリング等に合わせて、必要に応じて意見交換を行っているが、外郭団体の経営状況に関しても適時の協議が必要である。指定管理施設の管理運営状況に関するモニタリング等に合わせた行っている意見交換とは別に協議の場を設け、協議結果を外郭団体の経営方針に適時に反映させ、その方針に沿って経営が行われているかをモニタリングすべきである。( 意見 90 )

・シルバー人材センター及び八尾モール並びに共済センターにおいては、所管課と適宜の協議、打ち合わせ等を実施しているが、その記録が残っていないものがある。適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などとして文章として記録を残し、市の上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。(意見 44、53、79)

(3) 指定管理施設の業績評価方法及び結果の活用の改善について(文化振興事業団 - 意見 25、体育振興会 - 意見 89)

市の「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」では、所管部局が指定管理者の業務のモニタリングを実施する旨が定められており、モニタリングチェックシートが作成されている。指定管理者としての外郭団体に対するモニタリングを有効に行うには、モニタリングチェックシートの内容の見直しや施設の特性に応じた評価が必要である。

・所管課による指定管理者のモニタリングの効果を高めるために、モニタリングチェックシートにはチェック後の対応欄を設けるべきである。また、生涯学習スポーツ課では評価結果について指定管理者との協議結果を記録することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。(意見 25)

・体育振興会においては、総合体育館等 8 施設の指定管理者に指定されているが、所管課のモニタリングでは個別の施設ごとに収支の評価を行っている。8 施設の中には収益性の高い施設と低い施設が含まれているが、それらを一括して管理・運営されている意義を考慮せずに評価を行うことは、評価の実効性を欠くこととなる。収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ 8 施設全体で評価する一方で、稼働率や施設の維持管理状況等については個別に評価する等、施設の特性に合った評価をすべきである。また、収益性の低い施設については、収益性改善に向けて今後の運営方針を検討する必要がある。(意見 89)

意見（その他の主要な意見）

（１）老人センターでの入浴事業の見直しについて（社会福祉協議会 - 意見 36）

社会福祉協議会は社会福社会館の指定管理事業を行っており、その事業内容の一つに老人センターでの入浴事業がある。浴場には看護師や介護士等専門職が配置されていないため、浴室内で病気や事故等の不測の事態が生じたときに対応できる人員が確保されていない。

市においては利用状況のモニタリングを適宜実施し、利用者の安全な利用を図るため専門職の配置を検討されたい。あるいは利用者数は低迷しており、施設の老朽化も進んでいることから事業自体の廃止も検討されたい。

４．会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見

監査の結果（主要な結果）

（１）賞与引当金の未計上について（国際交流センター - 結果 2、文化振興事業団 - 結果 5、社会福祉協議会 - 結果 8、八尾モール - 結果 14、八尾シティネット - 結果 22、体育振興会 - 結果 24）

企業会計基準及び公益法人会計基準並びに社会福祉法人会計基準では賞与の支払に関して、適切な期間損益計算のため、金額的な重要性も勘案した上で賞与引当金の計上を規定している。6 団体において賞与引当金が計上されていなかった。平成 27 年度末における賞与引当金未計上の団体とその試算額は次のとおりである。

【賞与引当金未計上の外郭団体と未計上額】

（単位：千円）

団体名	未計上額
国際交流センター	1,577
文化振興事業団	9,010
社会福祉協議会	9,676
八尾モール	2,778
八尾シティネット	770
体育振興会	2,962

( 2 ) 退職給付引当金の算定誤りについて ( シルバー人材センター - 結果 11、体育振興会 - 結果 23 )

公益法人会計基準では退職金の支払に関して、適切な期間損益計算のため、退職給付引当金の計上を規定しており、その算定は自己都合による期末要支給額であるとしている。2 団体において退職給付引当金の算定誤りがあった。平成 27 年度末における退職給付引当金算定誤りの団体と現状の計上額、試算額は次のとおりである。

【退職給付引当金算定誤りの外郭団体と現状の計上額、試算額】

( 単位 : 千円 )

団体名	現状の計上額	試算額
シルバー人材センター	8,000	30,407
体育振興会	26,845	21,675

( 3 ) 財務諸表に対する注記の記載誤りについて ( 国際交流センター - 結果 3、文化振興事業団 - 結果 6、共済センター - 結果 19、20 )

公益法人会計基準では財務諸表に対する注記の記載が規定されている。3 団体において、平成 27 年度財務諸表において適切ではない記載や記載漏れなどが発見された。

- ・国際交流センターの適切ではない記載等は次のとおりである。( 結果 3 )
  - 「重要な会計方針」に有価証券の評価方法に関する注記が行われていない。
  - 「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に記載している取得価額は公益認定時の簿価であり、固定資産の取得価額となっていない。
  - 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に当期末残高が計上されているが、補助金は全額使用しており期末残高はない。
  
- ・文化振興事業団の適切ではない記載等は次のとおりである。( 結果 6 )
  - 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」で基本財産の財源が全て一般正味財産となっているが、実際には基本財産のうち 109,200 千円は指定正味財産が財源となっている。

- 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に当期末残高が計上されているが、補助金は全額使用しており期末残高はない。

・ 共済センターの適切ではない記載等は次のとおりである。(結果 19、20)

- 「有価証券の評価基準及び評価方法」、「引当金の計上基準」について、注記に記載がない。
- 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の注記において、当期の繰越等がないにも関わらず、当期末残高欄がゼロとなっていない。

#### (4) 有価証券評価損益の計上区分の誤りについて(国際交流センター - 結果 1)

国際交流センターでは、平成 27 年度末時点で投資有価証券を 418,493 千円保有しており、全額が指定正味財産を財源としている。平成 27 年度は評価益を計上しているが、正味財産増減計算書上、当該評価益は一般正味財産増減の部に計上されている。

指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に計上する必要がある。

#### (5) 共通経費の配分の見直しについて(社会福祉協議会 - 結果 7)

社会福祉法人会計基準では、共通経費について合理的な基準により配分する必要があるとし、合理的な基準として、人数、時間、面積等を例示しているが、社会福祉協議会では合理的な基準を設けていない。

社会福祉協議会は共通経費の使用実態を調査した上で、客観的かつ合理的な基準(人数、時間、面積等による基準、またはこれらの 2 つ以上の要素を合わせた複合基準)で各拠点区分に配分すべきである。

#### (6) 運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠の明確化について(社会福祉協議会 - 結果 10)

積立金とは剰余金を一定の目的のために確保するものであり、その積立には社会福祉法人会計基準の規定により、理事会の議決が必要とされている。社会福祉協議会では、決算書を通じて理事会の議決を得ているとしているが、運営費積立金、記念事業積立金については、積立金の目的や用途、管理等を記載した規程が定められていな

かった。社会福祉協議会は運営費積立金、記念事業積立金について、その積立目的等を明確に定めた規程を定めるべきである。

( 7 ) 引当金の計上要否の見直しについて ( 八尾モール - 結果 14 )

平成 27 年度末の貸借対照表には修繕引当金 38,200 千円、環境整備引当金 40,000 千円が計上されているが、企業会計基準における計上要件を満たさない引当金については計上すべきでない。

( 8 ) 銀行印の管理の見直しについて ( 観光協会 - 結果 17 )

現在、観光協会の銀行印を観光協会の発起人である八尾商工会議所の専務が保管し、押印も行っている。現在の運用としているのは、観光協会の職員数が少ない中で伝票起票 ( 事務局長が実施 ) と支払の職務分掌を徹底するためであるとのことである。しかしながら独立した法人である観光協会の銀行印については、自立した運営や観光協会自身によるリスク管理の実現のため、観光協会の役職員等が保管し、押印も行うべきである。

( 9 ) 埋蔵文化財調査事業における収益計上について ( 文化財調査研究会 - 結果 26 )

平成 27 年度末の前受金約 60 百万円について、契約書上の履行期間は完了しているが、契約書等には明確に定められていない発掘調査の一部が完了していないとして、長期間、前受金として計上されたままの契約がある。

契約先への報告書提出の時点で契約金額の全額を収益計上すべきであり、発掘調査の一部に関する費用支出が合理的に見積もることができるのであれば、引当金の計上も検討すべきである。あるいは、現状の処理を続けるのであれば、少なくとも契約書に発掘調査すべての内容とその期間を明確に示すべきである。

また、人員不足の中、契約書に明確に定められていない発掘調査の一部まで手が回らない状態とのことであるが、これらの調査の早期完了に向けた具体的な対策も行うべきである。

意見（複数の外郭団体についての共通意見）

（１）随意契約について（やおコミュニティ放送 - 意見 10、観光協会 - 意見 65、八尾シティネット - 意見 86）

地方公共団体おける契約は競争入札を原則としているが、外郭団体の契約について法的規制はない。しかし、外郭団体を通じて随意契約を実施した場合、競争原理が働かず競争入札を実施した場合よりも高額になるおそれがある。

市の「随意契約のガイドライン」を参考に、外郭団体においても随意契約の可否について規程を明文化し、相見積の適切な実施を図る必要がある。

・やおコミュニティ放送においては、社長決裁が必要な 10 万円以上の備品について相見積を実施しているが、随意契約の可否に関して規程等により明文化されていない。随意契約の可否に関して規程等により明文化しておくことは、会社を継続的に運営していく上で重要と考えられ、規程の作成を検討すべきである。（意見 10）

・観光協会においては、季刊誌の発刊を法人設立当初より同一事業者が発注しているが、大阪府の観光ネットワーク会議や他自治体等から情報収集を行い、委託料が他事例と比較して高額なものになっていないか確認されたい。また、将来的には競争入札やプロポーザルを実施するなど、事業者の選定方法の見直しも検討されたい。（意見 65）

・八尾シティネットにおいては、直営自転車駐車場の管理業務を外部の事業者に委託しているが、近年では相見積を実施せずに随意契約を実施している。他の事業者から委託料について情報収集を行うとともに、随意契約に関する規程の見直しを行い、適時に相見積を入手すべきである。（意見 86）

（２）特定資産の見直しについて（国際交流センター - 意見 22、共済センター - 意見 81、体育振興会 - 意見 91）

公益法人会計基準においては、特定の目的に使用するための資産として特定資産の計上を認めているが、今後使用予定のない特定資産や計上根拠のない特定資産につい

では見直す必要がある。また、積立にあたっては恣意的な運用がなされないように明文化された規程（取扱要領）の整備を検討されたい。

・国際交流センターでは、3種類の特定資産があるが、運用財産積立資産については今後の使用予定がない。また、すべての特定資産において積立方針等について明文化された規程がない。（意見 22）

・共済センターでは、3種類の特定資産があるが、すべての特定資産において積立方針等について明文化された規程（取扱要領）がない。（意見 81）

・体育振興会では、5種類の特定資産があるが、事業拡張積立資産等3種類の特定資産については今後の使用予定がない。また、周年記念事業積立資産については計上根拠となる規程がない。（意見 91）

#### 意見（その他の主要な意見）

##### （1）旧規程での退職金の取扱について（文化振興事業団 - 意見 29）

平成 21 年 3 月末日をもって廃止された退職金に関する旧規程では、会社都合退職（第 3 条第 1 項）と自己都合退職（同条第 2 項）の場合で退職手当の算定方法を明確に区別、規定していた。

しかし、平成 27 年度時点で適用される新規程では、新規程適用後、自己都合で退職した場合、従前の例によるとされているが、旧規程の第 3 条第 1 項を適用するのか、第 2 項を適用するのか方針が明確にされていなかった。そのため、新規程等にて退職金の算出方法を明確にすべきである。

##### （2）永年在会慰労引当金計上額の見積について（共済センター - 意見 80）

共済センターでは一定期間継続して在会していた会員に対して金銭又は記念品を給付している。これらの給付は引当金計上の要件を満たすことから、永年在会慰労引当金を計上している。しかし、過年度の支給実績に基づき、1 会員あたりの引当金繰入額を月 105 円程度と仮定して算定しているため、引当金残高と将来発生する支出との対応関係が不明瞭となっている。

現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。また、引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。

## 監査人の所感

包括外部監査人は平成 14 年度、「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」を監査テーマとして、今回の対象となった文化振興事業団及び体育振興会を含む 4 法人に対して監査を実施し、出資法人の今後のあり方や各法人における会計処理などについて指摘を行った。

再度、外郭団体を監査テーマに監査を実施するにあたって、前回監査対象とした外郭団体のあり方や会計処理の適切性のほか、各外郭団体のガバナンスや市における外郭団体管理のモニタリングについても監査の視点とした。

平成 14 年度以降、行財政改革プログラムや外郭団体の見直し方針に基づいた施策が実施され、前回監査対象となった（財）八尾市緑化協会や（公財）八尾市清協公社は解散、あるいは解散を予定しており、外郭団体の経営のあり方や人的派遣、財政的支援についても見直しが継続的に行われていることが確認できた。また、会計処理に関しても、前回対象となった 2 団体においては改善されており、一定の評価をしている。

しかし、外郭団体の環境等の変化に対応した取組は、常に求められ、今後も市として一定期間ごとに外郭団体のあり方を検討し、その経営や情報公開の状況について厳しくチェックしていくことが求められている。

特に、外郭団体のあり方については、少子高齢化やインフラの老朽化という未曾有の危機に直面している地方公共団体の運営環境において、新たな財政負担を生じさせないように、より一層留意すべき課題であり、一方で、地方公共団体単独では対応できない行政課題について、適切な役割分担、パートナーシップの下、戦略的に検討すべき課題でもある。

このように、市の財政負担を抑制し、外郭団体と戦略的なパートナーシップを構築するためには、各外郭団体の存在意義や役割を認識して、将来ビジョンや各外郭団体の進むべき方向性を明らかにする必要がある。そのためにも、各外郭団体においても独自の中期目標及び中期計画の策定が必要となるが、策定が不十分な団体が多いのが現状である。

一方、外郭団体の経営や情報公開の状況については、外郭団体自身のチェックだけでなく、所管課のモニタリングが重要である。所管課は出資者あるいは人的関与、財政援助等を通じた利害関係者として、適切にモニタリングを行うという厳格な姿勢が

求められる。

しかし、所管課においては株式会社や公益法人等の経営や会計に対する理解が十分でない場合があり、市がモニタリングの一手段として活用し、外部にも公表している情報公開資料では決算資料との不整合が数多く発見された。モニタリングを適切に行うためには外郭団体の財政状態等を的確に把握しなければならないが、その基礎資料となる情報公開資料の数値が誤っていた場合、市民や議員が外郭団体に対する評価や判断を誤ってしまう可能性が生じる。

所管課においては、外郭団体の決算資料を理解するための自己研鑽が必要であるが、市としても制度的に公益法人や社会福祉法人等の特殊な会計基準について、職員が理解するための研修の場を確保することを検討されたい。

すなわち、所管課が外郭団体の経営や会計基準についての理解を深め、的確なモニタリングを実施し、外郭団体においては適切な中期計画等の策定や進捗管理を行い、毎年度の決算資料を公開していれば、自ずから外郭団体のあり方が定まり、市民や市議会の理解の下、外郭団体に求められる施策が実施されることになるはずである。

市民、市、外郭団体の三者が適切な協働関係をもって、各行政課題に立ち向かい、よりよい市政運営を図るため、今後とも情報公開の精度を上げ、適宜のモニタリングを確実にを行うことを期待したい。